相模原市監査委員公表第８号

　地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第２項の規定に基づき「審議会等の運営について」の行政監査を行ったので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

　　令和２年２月１８日

相模原市監査委員　彦　根　　　啓

同　　　　　　　　橋　本　愼　一

同　　　　　　　　須　田　　　毅

同　　　　　　　　大　崎　秀　治

１　監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第１９９条第２項の規定に基づく監査

２　監査の実施日程

（１）事務局による監査手続

令和元年１０月４日から令和２年２月１６日まで

（２）監査委員による監査実施日

令和２年２月１７日

３　監査のテーマ

審議会等の運営について

４　監査の目的

法に基づく附属機関として設置されている審査会、審議会等は、専門的立場から特定の事項を調査審議する合議制の機関として市の施策立案や事務事業の執行過程における外部の専門的知識の活用、市民をはじめとする広範な意見の反映といった役割を担っており、社会経済情勢や市民ニーズの変化・多様化を的確に捉えた行政サービスの提供とともに効果的・効率的な行政運営が求められる中、その重要性はますます高まっている。

本市では、会議の公開や委員の公募制などを明確化した「相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針」(平成１０年１０月策定、平成２４年４月改正。以下「基本指針」という。)により、審査会、審議会等の運営の透明性を高めるとともに、市民の自主的かつ主体的な市政への参画を図っているところである。

こうしたことを踏まえ、審査会、審議会等が基本指針に則し適切に運営されているか、また、その答申等が市政に反映されているかなどを検証し、より一層公正かつ効率的な市政運営に資することを目的として監査を実施した。

５　監査の対象

基本指針第２条第１項に定める審議会等(以下「審議会等」という。)及び審議会等を所管する課等(課に属する機関を含む。以下「所管課」という。)

6　監査の対象年度

平成３０年度及び令和元年度。ただし、必要に応じて平成２９年度以前についても対象とした。

7　主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成２９年相模原市監査委員訓令第１号。以下「監査基準」という。)第２３条第６項第４号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

表１　主なリスク及び着眼点

リスク	主な着眼点
（１）審議会等の運営が適切に行われないリスク （２）審議会等の答申等が市政に反映されないリスク	ア　基本指針等に則した適切な運営がされているか。 イ　委員の構成、選任等は適切か。 ウ　報酬等の支払手続は適正に行われているか。 エ　答申、意見等は市政に反映されているか。

8　主な監査手続

監査基準第２６条及び第２７条の規定に基づき、次の方法を用いて調査を実施した。なお、法第１９９条の２の規定に基づき、相模原市精神医療審査会及び相模原市廃棄物処理施設設置等調整委員会については橋本愼一監査委員を、相模原市総合計画審議会については須田毅監査委員を除斥とした。

（１）１次調査

基本指針を所管する情報公開課に調査を実施し、審議会等は、令和元年１０月１日時点で表２に掲げるとおりであることを確認した。

所管課に対して調査票を送付し、その回答により、審議会等の設置根拠、設置目的、答申の状況、会議の開催状況、会議及び会議録の公開状況、委員構成等について概要及び実情を把握した。

（２）２次調査

１次調査の結果等を踏まえて抽出した５３審議会等について、次のとおり調

査を実施した。

ア　書面調査

審議会等の運営が基本指針等に則し適切に行われているか、答申等が市政に反映されているかなどについて、次の書面等を確認した。

会議録、諮問、答申等に係る書類、会議の公開に係る書類、委員名簿、委員の公募に係る書類、支出伝票　等

イ　聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

ウ　現地調査

会議の公開が基本指針等に則し適切に行われているか実際に開催されている審議会等の状況を確認するため、抽出により現地調査を実施した。また、会議録等の配架や会議日程等の周知の状況を確認するため、本庁舎行政資料コーナーにおいて現地調査を実施した。

（3）ヒアリング

２次調査の結果を踏まえ、秘書課、情報公開課、契約課、地域福祉課、中央高齢者相談課、産業政策課、商業観光課、廃棄物政策課、都市計画課、市営住宅課、麻溝台・新磯野地区整備事務所、生涯学習課及び文化財保護課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

表２　監査の対象(○は２次調査の対象を、◎はヒアリングの対象を示す。)

			審議会等(名称中「相模原市」は省略する。以下同じ。)	所管課
1	○	◎	表彰審査委員会	秘書課
2	○		行政不服審査会	総務法制課
3	○		コンプライアンス推進委員会	コンプライアンス推進課
4			情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会	情報公開課
5	○		情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会	情報公開課
6			特別職報酬等審議会	職員課
7			公務災害補償等審査会	職員厚生課
8			さがみはら国際プラン検討委員会	シティセールス・親善交流課
9	○		総合計画審議会	企画政策課
10			大規模事業評価委員会	経営監理課
11			経営評価委員会	経営監理課
12	○		外郭団体経営検討委員会	経営監理課
13	○		土地利用審査会	土地利用調整課
14	○		不動産評価委員会	管財課
15			労働報酬等審議会	契約課

16	○	◎	入札監視委員会	契約課
17			防災会議	危機管理課
18			国民保護協議会	危機管理課
19			行政区画等審議会	区政支援課
20			住居表示審議会	区政支援課
21			市民協働推進審議会	市民協働推進課
22	○		特定非営利活動法人指定審査会	市民協働推進課
23			橋本地区における美術施設の整備に関する検討委員会	文化振興課
24	○		文化振興審議会	文化振興課
25			男女共同参画審議会	人権・男女共同参画課
26	○		人権施策審議会	人権・男女共同参画課
27	○		空家等対策協議会	交通・地域安全課
28	○		消費生活審議会	消費生活総合センター
29			社会福祉審議会	地域福祉課
30	○	◎	民生委員推薦会	地域福祉課
31	○	◎	地域福祉推進協議会	地域福祉課
32	○		地域保健医療審議会	地域医療課
33	○		障害者施策推進協議会	障害政策課
34			障害支援区分判定等審査会	障害福祉サービス課
35	○		精神保健福祉審議会	精神保健福祉課
36			自殺対策協議会	精神保健福祉課
37			精神医療審査会	精神保健福祉センター
38	○		地域包括支援センター運営協議会	地域包括ケア推進課
39			介護認定審査会	介護保険課
40	○		国民健康保険運営協議会	国民健康保険課
41	○	◎	高齢者入所判定委員会	中央高齢者相談課
42	○		墓地等紛争調停委員会	地域保健課
43	○		新型インフルエンザ等医療対策会議	地域保健課
44			感染症診査協議会	疾病対策課
45	○		予防接種問題協議会	疾病対策課
46			指定難病審査会	疾病対策課
47	○		食育推進委員会	健康増進課
48			歯科保健事業推進審議会	健康増進課
49	○		子ども・子育て会議	こども・若者政策課
50			青少年問題協議会	こども・若者支援課
51			小児慢性特定疾病審査会	こども家庭課
52	○	◎	企業立地等審査会	産業政策課
53			駐留軍関係離職者等対策協議会	雇用政策課
54			大規模小売店舗立地審議会	商業観光課
55	○	◎	観光振興審議会	商業観光課
56	○		農業委員選考委員会	農政課
57	○		さがみはら森林ビジョン審議会	津久井地域経済課
58			環境審議会	環境政策課
59	○		地球温暖化対策推進会議	環境政策課
60			環境影響評価審査会	環境政策課

61	○		水とみどりの審議会	水みどり環境課
62	○	◎	廃棄物減量等推進審議会	廃棄物政策課
63	○		廃棄物処理施設設置等調整委員会	廃棄物指導課
64			都市計画審議会	都市計画課
65	○	◎	街づくり審査会	都市計画課
66	○		景観審議会	建築・住まい政策課
67			屋外広告物審議会	建築・住まい政策課
68			建築審査会	建築・住まい政策課
69			ホテル等建築審議会	建築・住まい政策課
70			建築及び開発事業紛争調停委員会	建築・住まい政策課
71			住生活基本計画策定委員会	建築・住まい政策課
72			ホテル等建築の適正化に関する条例の在り方等検討委員会	建築・住まい政策課
73			開発審査会	開発調整課
74	○	◎	住宅審議会	市営住宅課
75			自転車活用推進計画策定委員会	都市整備課
76	○	◎	相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会	麻溝台・新磯野地区整備事務所
77	○		下水道事業審議会	下水道経営課
78	○		緑区区民会議	緑区役所区政策課
79	○		中央区区民会議	中央区役所区政策課
80	○		南区区民会議	南区役所区政策課
81	○		国際教育特区諮問委員会	教育総務室
82			教育振興計画策定委員会	教育総務室
83			児童生徒等災害見舞金審査委員会	学校保健課
84			市立小中学校結核対策委員会	学校保健課
85	○		子どものいじめに関する審議会	学校教育課
86			子どものいじめに関する調査委員会	学校教育課
87			教職員健康審査会	教職員給与厚生課
88			就学指導委員会	青少年相談センター
89	○		社会教育委員会議	生涯学習課
90	○	◎	文化財保護審議会	文化財保護課
91	○		スポーツ推進審議会	スポーツ課
92	○		図書館協議会	図書館
93	○		博物館協議会	博物館
94			大沢公民館運営協議会	大沢公民館
95			上溝公民館運営協議会	上溝公民館
96			橋本公民館運営協議会	橋本公民館
97	○		相原公民館運営協議会	相原公民館
98	○		小山公民館運営協議会	小山公民館
99			大野南公民館運営協議会	大野南公民館
100			新磯公民館運営協議会	新磯公民館
101			麻溝公民館運営協議会	麻溝公民館
102			田名公民館運営協議会	田名公民館
103			大野北公民館運営協議会	大野北公民館
104			大野中公民館運営協議会	大野中公民館

105			星が丘公民館運営協議会	星が丘公民館
106			清新公民館運営協議会	清新公民館
107			中央公民館運営協議会	中央公民館
108			相模台公民館運営協議会	相模台公民館
109			相武台公民館運営協議会	相武台公民館
110	○		東林公民館運営協議会	東林公民館
111			横山公民館運営協議会	横山公民館
112			光が丘公民館運営協議会	光が丘公民館
113			大沼公民館運営協議会	大沼公民館
114			上鶴間公民館運営協議会	上鶴間公民館
115			大野台公民館運営協議会	大野台公民館
116			陽光台公民館運営協議会	陽光台公民館
117			城山公民館運営協議会	城山公民館
118			津久井地区公民館運営協議会	津久井中央公民館
119			相模湖地区公民館運営協議会	相模湖公民館
120			藤野地区公民館運営協議会	藤野中央公民館
121			消防賞慰金審査委員会	消防総務課

９　審議会等の運営状況

（１）設置根拠について

審議会等は、基本指針第２条第１項において法第１３８条の４第３項の規定により法律又は条例に基づき本市が設置する附属機関と定義されている。

１次調査の結果を集計したところ、審議会等の設置根拠は、次のとおりであった。

表３　設置根拠

設置根拠	審議会等の数	備考
法令必置	２５	法律により設置が義務付けられているもの
法令任意	１５	法律により設置することができるとされており、条例で設置されたもの
条例設置	８１	法律に設置の規定がなく、条例により設置されたもの

設置根拠が法令任意又は条例設置である審議会等が９６あり、条例を設置根拠とするものが約８割を占めていた。

（２）設置目的及び答申の状況について

審議会等の設置根拠である法律又は附属機関の設置に関する条例(昭和３７年相模原市条例第１７号。以下「設置条例」という。)等や１次調査の結果に

よると、１２１審議会等のうち８０審議会等において、市長等の諮問に応じて特定の事項について調査審議等をし、その結果を答申することを設置の目的としていた。

また、１次調査の結果を集計したところ、６７審議会等で何らかの答申を行った実績があり、そのうち４７審議会等では平成３０年度又は令和元年度(１０月１日まで)に行政計画の策定や、特定の事項に係る審査、認定などに関する答申を行っており、その活動結果が市政に反映されているものと認められた。

なお、設置目的に市長等の諮問に応じて調査審議等をし、その結果を答申することを掲げているが、特定の事項について調査審議等をしていることは確認できたものの、諮問に基づく答申を行っていることが確認できない審議会等が見られた。

（３）会議の開催について

１次調査の結果を集計したところ、平成３０年度における審議会等の会議の開催実績は、次のとおりであった。

表４　開催実績(文書審議を含む。)

開催回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上
審議会等の数	２１	１２	１７	２７	２５	8	0	2	9

会議の開催回数の相違は、審議等の対象とする案件の有無や内容による影響が大きいと考えられるが、案件がないため長期にわたり開催されていない審議会等も見られた。

（４）会議の公開について

基本指針第５条では、審議会等の会議は原則として公開する旨が示されている。また、相模原市審議会等公開基準(平成１０年１０月１５日施行。以下「公開基準」という。)では、会議の日程等は開催日の１週間前までに公表すること、会議は傍聴席を設けることなどが示されるとともに、会議は法令、条例等に特別の定めがあるものを除き公開するものとするが、相模原市情報公開条例(平成１２年相模原市条例第３９号。以下「情報公開条例」という。)第７条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合等には、会議を公開しないことができる旨が示されている。

１次調査の結果を集計したところ、平成３０年度又は令和元年度(１０月１日まで)に会議を開催した実績がある１０５審議会等の会議の公開状況は、次のとおりであった。

表５　会議の公開状況

公開(一部公開を含む。)	非公開
８３	２２

会議を非公開とした審議会等は、条例等で非公開とすることが規定されていること、審査対象が個人情報など情報公開条例第７条各号の規定に該当する情報であることなどの理由によるものであった。

また、令和元年１１月７日から同月２２日までの間に開催された審議会等のうち７件の会議について調査したところ、会議日程等の事前周知や会場への傍聴席の設置、傍聴者への配布資料の準備など、公開基準に定める会議の公開の方法が執られていることを確認した。

（５）会議録の公開等について

公開基準では、議事の概要を記録した会議録を会議終了後速やかに作成し会議資料と併せて閲覧に供するとともに、市ホームページ等を利用した情報提供に努めなければならない旨が示されている。また、令和元年６月４日付け情報公開課長通知「審議会等で使用した資料の行政資料コーナーへの配架について」では、会議録に先立ち、会議資料を行政資料コーナーに速やかに配架する旨が示されている。

本庁舎行政資料コーナーや市ホームページを確認したところ、会議を非公開としている審議会等において、会議録も非公開としている場合と、開催日時、出席者、会議次第等の公開すべき事項を記載した会議録を公開している場合とが見られたほか、２次調査の対象とした審議会等において、複数回の会議の会議録をまとめて公開している事例が見られた。また、会議終了後、１か月以上経過しているにもかかわらず、本庁舎行政資料コーナーに会議資料の配架がされていない事例が見られた。

（６）委員について

基本指針第６条では、審議会等の設置に当たっては、委員の公募制の導入に

努めるものとする旨が示されている。また、基本指針第７条では、審議会等の委員の選任に当たっての留意事項として、委員を再任する場合は原則としてその在任期間が引き続き１０年を超えないものとすること、審議会等の兼職数は原則として３審議会等以内とすることなどが掲げられている。

１次調査の結果を集計したところ、１２１審議会等のうち約６割に当たる６９審議会等で公募制が導入されていたが、４審議会等においては公募を実施したものの応募がない事例が見られた。また、公募制を導入していない審議会等は、その性格から委員に専門的な知識や経験が求められること、規則等で委員の資格や所属団体等が限定されていることなどの理由によるものであった。

令和元年１０月１日時点の委員の選任状況について調査したところ、再任により在任期間が引き続き１０年を超えている事例や、４以上の審議会等を兼職している事例が散見された。

（７）文書管理等について

相模原市公文書管理規則(平成２６年相模原市規則第２７号。以下「公文書規則」という。)第６条では、文書が市に到達したときは速やかに収受の手続を行うものとすると規定され、相模原市公文書管理規程(平成１３年相模原市訓令第９号)第８条には、収受の手続が終了した公文書の処理方針の決定をはじめ、起案その他の処理手続について規定されている。また、相模原市公文書管理条例(平成２５年相模原市条例第４６号)第５条第１項において、経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されている。さらに、平成２３年３月１５日付け情報公開課長通知「審議会等文書の管理について」(以下「情報公開課長通知」という。)では、審議会等文書は公文書規則に基づき管理し、統合文書管理システムにおいて処理することなどが示されている。

２次調査の対象とした審議会等について調査したところ、所管課において答申書の収受に係る決裁処理が行われていることが確認できなかった事例や、審議会等の審議結果に至るまでの過程について記録した文書が確認できなかった事例が見られたほか、審議会等文書の決裁処理を統合文書管理システムにより行っていない事例が散見された。また、審議会等が発する文書に押印する会長印や審議会印など(以下「審議会等印」という。)を作成している場合と作成し

ていない場合があり、作成している審議会等においても、その管理方法等について明確に定められていることが確認できない事例が見られた。

１０　監査の結果(検討すべき事項)

今回の行政監査の結果、今後事務事業を改善するために検討すべき事項は次のとおりである。

（１）答申書の処理について

２次調査の対象とした審議会等の答申書の処理について調査したところ、表彰審査委員会、企業立地等審査会、廃棄物減量等推進審議会及び住宅審議会の答申書において、収受をはじめとする公文書の処理手続が行われていることが確認できなかった。

文書の収受、起案その他の処理手続が行われないことは、当該文書の保存及び保管が適正に行われずに事務事業の実績の検証ができなくなるおそれがあることから、改めて公文書としての審議会等文書の重要性を認識し、関係規則等に基づき文書事務を適正に処理されたい。

【秘書課、産業政策課、廃棄物政策課、市営住宅課】

（２）民生委員推薦会の運営について

民生委員推薦会の運営について調査したところ、同推薦会は民生委員・児童委員の一斉改選に合わせて３年に１回開催され、その後の欠員補充に伴う候補者の推薦については、その都度開催せず文書審議により委員の承認を得ていることを確認したが、当該文書審議の結果に至るまでの過程を記録した審議会等文書が作成されていることが確認できなかった。

文書の作成は、市民に対する説明責任を果たす上で、また市民の知る権利を尊重する上でも不可欠であることから、相模原市公文書管理条例をはじめとする審議会等文書の関係規程を十分確認し、推薦会の適正な運営に努められたい。

【地域福祉課】

（３）高齢者入所判定委員会の運営について

高齢者入所判定委員会の運営について調査したところ、設置条例に定める同委員会の設置目的は、老人福祉法(昭和３８年法律第１３３号)第１１条第１項の措置の要否について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することとされているが、委員会の会議において措置の要否を審議して判定結果が会

議等報告書に記載されていることは確認できたものの、諮問に基づく答申を行っていることが確認できなかった。

設置条例に定める設置目的に則した運営が行われていないことは、審議会等における調査審議等の手続の透明性や結果の正当性に疑念を生じさせ、市民の信頼を損なうことになりかねないことから、事務の効率性を踏まえつつ運営方法等について見直しを行い、委員会の適正な運営に努められたい。

【中央高齢者相談課】

１１　意見

（１）審議会等文書の取扱いについて

２次調査の対象とした審議会等における文書管理等について、審議会等文書の決裁処理を統合文書管理システムで行っている事例がある一方、統合文書管理システムによらず審議会等独自の処理手続により行っている事例があるなど、情報公開課長通知に示された文書管理が徹底されておらず、審議会等文書の処理・管理の方法が審議会等によって異なっている状況が見られた。

公文書は、行政の内部資料としてのみならず、市民共有の知的資源として市民が主体的に利用し得るものであり、適切な管理及び保管が求められる。情報公開課長通知が発出されてから相当期間が経過し、現状では十分な庁内周知が図られているとは言い難いことから、公文書事務の総括に関することを所管する情報公開課においては、手引書の作成など、改めて審議会等文書の適切な管理に資するよう所要の対応を講じられたい。

また、審議会等印の取扱いについて庁内で統一性を欠いている状況を踏まえ、公印の管理の総括に関することを所管する情報公開課においては、審議会等印の統一的かつ適切な取扱いがなされるよう所要の対応を講じられたい。

（２）会議録の公開及び会議資料の配架について

会議を非公開としている審議会等において、会議録も非公開としている場合と、一部の事項を記載した会議録を公開している場合が見られた。また、複数回の会議の会議録をまとめて公開している事例や、本庁舎行政資料コーナーへの会議資料の配架が１か月以上遅延している事例が見られた。

審議会等の審議状況を記録した会議録や会議資料等の情報を市民等に適時適切に公開することは行政運営の透明性を高め、開かれた市政の推進に寄与する

ものであることから、所管課においては、公開基準の趣旨を十分に踏まえて会議録の公開の適否を判断し、可能な部分は積極的に公開するよう努めるとともに、会議録の速やかな公開及び会議資料の速やかな配架を徹底されたい。

併せて、公開基準を所管する情報公開課においては、適切な会議録の公開及び会議資料の速やかな配架が行われるよう更なる周知を図られたい。

（３）委員の選任について

審議会等の委員の選任状況について、基本指針において原則が示されている在任期間や兼職数に係る上限を超えている事例が散見された。

設置目的などから委員に専門的な知識、経験等が求められることや関係団体等に委員の推薦を依頼する場合における当該団体等の事情などにより、基本指針に示されている原則の遵守が困難な場合もあるものと考えられるが、公平性・公正性の確保、多様な人材の活用、審議の硬直化の防止といった観点で各界各層からの幅広い意見を反映することは重要である。

所管課においては、基本指針の趣旨を十分に踏まえ、真にやむを得ない場合を除き、基本指針に示された原則に従って委員の選任に当たるよう努められたい。

（４）審議会等の運営について

社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化が進む中、それらを的確に捉えた行政サービスを提供し、効果的・効率的な行政運営を推進するためには、施策立案や事務事業の執行過程において市民や関係団体、外部の専門家など様々な立場の意見を反映させるという審議会等の役割が、これまで以上に重要となっている。

そうした状況を踏まえ、所管課においては、長期にわたり会議が開催されていない審議会等はもとより、活動実績のある審議会等についても、その設置目的や役割に照らし、法に基づく附属機関としての機能が十分に発揮されているか常に検証を行うとともに、新たな行政課題や行政需要への取組に審議会等の活動成果を活用できるよう、その運営について不断の改善に努められたい。

併せて、市民の自主的・主体的な市政への参画を図り、市民と行政とのパートナーシップの下、開かれた市政の一層の推進に資するよう、情報公開や幅広い委員の選任をこれまで以上に進めるなど、審議会等の適切な運営に努められたい。